

災害時重要施設への石油製品供給に係る設備情報調査

調査対象施設

災害時重要施設とは、大規模災害時において、県民の生命や生活の維持、ライフライン等の迅速な応急復旧を図るため、業務を継続することが必要な施設のうち、自家発電施設等の備蓄燃料が枯渇、又は枯渇する恐れがある場合に優先供給しなければならない施設と定め、今回の調査対象とする。

概ね、以下に分類される施設のことである。

	分類	定義
1	避難所	避難所として指定されている施設
2	医療施設	病院等医療施設
3	福祉施設	特別養護等の福祉施設
4	生活維持施設	上下水道施設、ごみ処理施設、通信施設等の県民生活の維持を図るために必要な施設
5	二次被害防止施設	ダム等停電により災害の防止が不可能となるため、継続して通電する必要がある施設
6	消防・警察	消防・警察等の災害対策業務を行う施設
7	災害対策本部等施設	県及び市町村の災害対策業務等を行う施設
8	指定公共機関	災害対策基本法第2条で指定された機関
9	指定地方公共機関	災害対策基本法第2条に基づく県の指定を受けた機関
10	その他公共的団体等	県民の安全を確保するために特に重要なものとして県が指定する施設等